加古川市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱

(目的)

第1条 この要網は、加古川市高齢者住宅等安心確保事業(以下「事業」という。) を運営することにより、高齢者世話付住宅(以下「シルバーハウジング」とい う。)に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して安否確認、生活相談等を 実施し、その在宅生活の安心を確保するための体制づくりを図ることを目的と する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は加古川市とする。ただし、事業の運営の全部又は 一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(対象世帯)

第3条 この事業の対象世帯は別表1に掲げるシルバーハウジングに居住する世帯とする。

(入居及び退去届等)

- 第4条 シルバーハウジングに入居した者(以下「入居者」という。)は、入居後速やかに入居届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 世帯員全員がシルバーハウジングを退去した場合は、退去後速やかに退去届 (様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(費用負担の決定)

- 第5条 入居者は、別表2の費用負担基準により、生活援助員の派遣費用等、本 事業の実施に係る費用の一部を負担するものとする。
- 2 月の途中で入居し、又は退去した場合における当該入居者のその月に係る負担額は日割計算によるものとする。

(生活援助員の派遣及び選考)

第6条 生活援助員の派遣については必要性が認められる範囲及び体制で行うものとする。

- 2 生活援助員は、介護保険施設又は通所介護等事業所の職員であって、次の要件を備えている者とする。
 - (1) 心身ともに健全であること。
 - (2) 高齢者福祉に関し理解と熱意を有すること。
 - (3) 高齢者の生活指導・相談、家事、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること。
- 3 生活援助員は、採用時及びその後適宜、業務に必要な基礎的な知識及び技術 に関する研修を受講し、資質の向上に努めなければならない。

(生活援助員の業務形態)

第7条 生活援助員は、シルバーハウジングに隣接する集会所等に設置された相 談室を拠点として業務を行うものとする。

(生活援助員の業務)

- 第8条 生活援助員は、必要に応じて次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。
 - (1) 生活指導、相談
 - (2) 安否の確認
 - (3) 一時的な家事援助
 - (4) 緊急時の対応
 - (5) 関係機関等との連絡
 - (6) その他日常生活上必要な援助

(関係機関への報告)

第9条 生活援助員は、定期的に事業の実施状況を報告しなければならない。

(関連事業及び関係機関との連携)

第10条 本事業の実施に当たり、民生委員及びシルバーハウジングの供給主体等の関係機関との連携を密にするとともに、本事業を社会福祉法人等に委託している場合は、当該法人等との連絡・調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとする。また、必要に応じ、ホームヘルパー派遣、デイサービス事業等を活用するなど高齢者保健・福祉に関する諸事業との連携を図るものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(加古川市高齢者住宅等安心確保連絡協議会設置要綱の廃止)

2 加古川市高齢者住宅等安心確保連絡協議会設置要綱(平成15年4月1日福祉部長決定)は、廃止する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング)

名称	所 在 地	号 棟	部屋番号	戸数	
	加大川寺加大川町河南	1号棟	105,106, 205,206, 305,306, 405,406, 505,506		
県営河原住宅	269-1 2号棟	2 号棟	105,106,205,206, 305,306,405,406, 505,506	3 0	
		3号棟	105,106,205,206, 305,306,405,406, 505,506		
県営神野住宅③	加古川市新神野2丁目20	2 号棟	107,108,109, 207,208,209, 307,308,309, 407,408,409, 507,508,509, 607,608,609, 707,708,709	2 1	
県営神野住宅⑤	加古川市新神野2丁目22	3 号棟	104,105,106,107, 204,205,206,207, 304,305,306,307, 404,405,406,407, 504,505,506,507, 604,605,606,607,	2 4	
県営神野住宅⑦	加古川市新神野2丁目20	5 号棟	106,107, 206,207, 306,307, 406,407, 506,507, 606,607 706,707	1 4	

別表2 (第5条関係)

費 用 負 担 基 準

利用者世帯の階層区分		入居者負担額 (1カ月あたり)	
А	生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条の規定により生活保護の受給決定を受けている者(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置を受けている者を含む。)で構成されている世帯	0円	
В	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0 円	
С	生計中心者の前年所得税年額 9,600 円以下の世帯	1,500円	
D	生計中心者の前年所得税年額 9,601 円以上 32,400 円以 下の世帯	2,600円	
Е	生計中心者の前年所得税年額 32, 401 円以上 42, 000 円以 下の世帯	3,800円	
F	生計中心者の前年所得税年額 42,001 円以上の世帯	4,900円	

⁽注) この表における基準となる前年所得税年額について、1月から6月までは、 前々年の所得税年額を基準とする。